

静岡県告示第137号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年2月25日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年2月25日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
150号	御前崎市合戸字東前 2039 番の 3 から 御前崎市合戸字東前 3077 番の 3 まで	令和4年2月25日